

安芸太田町筒賀財産区森林由来 J - クレジット創出事業支援業務 仕様書

1 業務の名称

安芸太田町筒賀財産区森林由来 J - クレジット創出事業支援業務

2 業務目的

カーボンニュートラルの実現に向け、J - クレジットへの期待が今後ますます高まると見込まれる中で、安芸太田町筒賀財産区が森林経営計画により管理する財産区有林において、適切な森林活動を通じた森林由来 J - クレジットの創出を行う森林由来 J - クレジット創出事業を実施する。

3 業務の実施方法

本業務は発注者と受注者との間で協定を締結し、協定に基づいて、J - クレジットの創出及び販売を行うとともに、販売により得られた J - クレジット販売収入を公募型プロポーザルで提案があった割合に応じて発注者と受注者で分配する。

4 対象森林面積（令和 7 年 4 月現在）

安芸太田町筒賀財産区が管理する森林面積	約 2 , 3 4 8 ha
うち安芸太田町筒賀財産区が管理する人工林面積	約 1 , 6 0 3 ha
うち整備済み面積	約 5 2 0 ha

森林経営計画は策定済みとなっているが森林経営を進める中で修正を行う場合がある。

対象面積は施業履歴等の資料整理の精査により増減する場合がある。

5 協定期間

協定締結の日から令和 1 7 (2 0 3 5) 年 3 月 3 1 日まで

プロジェクト期間は 8 年間を想定

6 関係制度文書

業務の実施にあたっては、本仕様書の定めによるほか、次の J - クレジット事務局が定める最新の制度文書を遵守して実施するものとする。なお、制度文書については、将来改定があった場合には、当該改定後の最新版を適用するものとする。

- (1) 実施要綱 Ver.8.3 2025 年 6 月 26 日
- (2) 実施規程 Ver.11.2 2025 年 6 月 26 日
- (3) 実施規程（審査機関向け）Ver.4.1 2025 年 2 月 25 日
- (4) モニタリング・算定規程（森林管理プロジェクト用）Ver.3.11 2025 年 6 月 26 日
- (5) 方法論策定規程（森林管理プロジェクト用）Ver.3.4 2025 年 6 月 26 日
- (6) 方法論（F0-001 森林経営活動）Ver.6.2 2025 年 6 月 26 日
- (7) 約款（プロジェクト実施者向け）Ver.1.3 2024 年 12 月 20 日

7 業務内容及び役割分担

業務内容及び役割分担は以下「整理表」のとおりとする。

なお、整理表に掲げる作業に要する費用は、各々が負担することとし、詳細な事項については、公募型プロポーザルにより提案された提案書等及び協定締結時の協議を踏まえて決定する。

(整理表)

作業項目		発注者	受注者
森林整備	森林整備、管理	○	
プロジェクト登録	プロジェクト計画書作成		○
	審査機関への審査依頼・対応	(現地検査対応)	○
	プロジェクト登録申請		○
クレジット発行	モニタリング調査		○
	モニタリング報告書作成	(現地検査対応)	○
	審査機関への審査依頼・対応	(現地検査対応)	○
	クレジット認証及び発行申請		○
クレジット販売	クレジット発行管理		○
	クレジット販売促進		○

8 提供資料及び貸与資料

- ・森林経営計画（内容に変更が生じた場合は、その都度提供する。）
- ・施業履歴がわかるもの
- ・森林計画図（林班図）
- ・その他必要な書類

9 成果品の提出

本業務の成果品の提出については、以下のとおりとする。

- ・プロジェクト計画書及びモニタリング報告書（データ） 1部
- ・業務過程で収集したデータ等（データ） 1部

10 その他

- (1) 契約締結後、本仕様書に記載されていない事項が発生した場合及び本仕様書に疑義を生じた場合、発注者と受注者で協議し、変更内容等について決定するものとする。
- (2) 受注者は、業務を遂行するにあたり、発注者と十分な調整を行うこと。また、業務の進捗について、発注者は受注者に対し、報告を求めることができるものとする。
- (3) 受注者は、業務の遂行にあたって、住民や企業等の第三者から批判を受けることのないよう十分に配慮するとともに、万が一批判やトラブルが発生したときは、速やかに問題の解決にあたること。